

ひろしまの森づくり県民税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四号

ひろしまの森づくり県民税条例の一部を改正する条例

ひろしまの森づくり県民税条例（平成十八年広島県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「平成二十八年度」を「平成三十三年度」に改める。

第三条第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。